

奈良県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業橿原市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成二十三年三月奈良県告示第四百十八号のとおり

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十二号、昭和五十一年四月奈良県告示第四十八号、昭和五十三年十二月奈良県告示第五百四十二号、昭和六十一年三月奈良県告示第二十九号、昭和六十二年一月奈良県告示第五百九十六号、昭和六十三年十一月奈良県告示第五百三十三号、平成四年三月奈良県告示第十四号、平成七年十月奈良県告示第三百十八号、平成十二年九月奈良県告示第二百七十号、平成十九年二月奈良県告示第四百九十八号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百十八号の事業地に橿原市西池尻町、曾我町、菖蒲町、曲川町、新堂町、雲梯町、飯高町、新口町、西新堂町、醍醐町、木原町、山之坊町、新賀町及び十市町地内において事業地を変更する。